

[学校訪問について]

1 学校訪問の意義

学校訪問は、健康で創造性に富み、人間性豊かで社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成を目指し、調和のとれた学校運営の下、各学校が主体的・創造的に教育活動を推進できるよう支援するものである。

2 学校訪問の方針

- (1) 栃木県教育委員会事務局芳賀教育事務所（以下「教育事務所」という。）並びに真岡市教育委員会及び益子町教育委員会、茂木町教育委員会、市貝町教育委員会、芳賀町教育委員会（芳賀四町教育研究協議会を含む）の芳賀管内5市町の教育委員会が一体となって各学校の指導助言に当たる。
- (2) 各学校の教育活動や教育研究が主体的・創造的に推進できるよう支援する。

3 学校訪問の目的及び方法・内容

(1) 合同訪問

ア 目的

計画的に各学校を訪問することにより、学校経営、教育課程の運用、学習指導、児童・生徒指導、学校健康教育等、学校教育全般にわたり、学校の実態に即して、指導助言や研究協議を行い、各学校が主体的に、より充実した教育活動や特色ある学校経営が推進できるよう支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 訪問に当たっては、合同訪問の目的を踏まえ、「令和2年度教育施策」（栃木県教育委員会）における栃木県教育行政基本方針と重要施策、「令和2(2020)年度指導の指針 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校」（栃木県教育委員会義務教育課）、「令和2(2020)年度芳賀の教育」（教育事務所）に基づいて指導助言する
- (イ) 訪問者は、市町教委の教育長・指導主事等、教育事務所の所長・学校支援課長・ふれあい学習課長・管理主事・指導主事・社会教育主事等とする。
- (ウ) 訪問者の人数は、各学校の教員定数に基づくとともに、小学校と中学校それぞれの特質を考慮して決定する。なお、授業者は県費負担の常勤教職員とする。
- (エ) 合同訪問は、研究学校等の指定の有無にかかわらず3年に一度を原則とする。
※ 訪問者及び日程案は、4月の芳賀郡市小・中学校長連絡会議で示す。また、訪問1～2か月前を目安に、各学校と事前打合せを行う。

【令和2年度訪問予定校】

市町名	学校名	市町名	学校名
真岡市	真岡市立真岡小学校	益子町	益子町立七井小学校
	真岡市立亀山小学校		益子町立田野中学校
	真岡市立大内中央小学校	茂木町	茂木町立茂木小学校
	真岡市立中村小学校	市貝町	市貝町立市貝小学校
	真岡市立長沼小学校		市貝町立市貝中学校
	真岡市立真岡中学校	芳賀町	芳賀町立芳賀東小学校
	真岡市立中村中学校		
真岡市立長沼中学校			

(2) 管理訪問

ア 目的

新任の管理職者及び新規採用教職員の配置校を訪問し、学校管理、学習指導等、学校経営・運営や学級経営に関する直接的な指導を行い、学校教育のより一層の充実を支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 新任校長配置校は当該市町教委教育長と教育事務所長が訪問する。
- (イ) 新任教頭配置校は当該市町教委教育長と管理主事が訪問する。
- (ウ) 新規採用教職員配置校は当該市町教委教育長と管理主事が訪問する。
- (エ) 新任校長、新任教頭、又は新規採用教職員配置校において、当該年度の合同訪問対象校になっていない場合に、管理訪問を実施する。当該年度に合同訪問該当校は、管理訪問も併せて実施する。

(3) 要請訪問

ア 目的

各学校、又は各種研究団体、研究グループ等の要請に応じて訪問し、課題解明等を支援する。

イ 方法・内容

- (ア) 訪問者は、学校や団体等の要請内容に応じて、芳賀四町教育研究協議会を含む各市町教育委員会と教育事務所との間で調整を図って決定する。
- (イ) 主な要請内容は次のとおりとする。
 - ・学校課題追究の過程における問題点の解明
 - ・学習指導、児童・生徒指導、人権教育等の問題点の解明
 - ・学校訪問等において、指示・指導を受けた問題点の解明
 - ・各種研究団体等の研究の進め方や研究課題の解明
 - ・その他
- (ウ) 要請は、半日又は放課後だけでもよいものとする。
- (エ) 要請に関する問合せ等は、真岡市については、真岡市教育委員会とし、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町については、芳賀四町教育研究協議会の各町担当者とする。

< 問合せ（要請の窓口） >

真岡市教育委員会
(真岡市の学校の窓口)

電話 0285-83-8181 FAX 0285-83-8080
E-mail : gakkoukyouiku@city.moka.lg.jp

芳賀四町教育研究協議会
(益子町、茂木町、市貝町、芳賀町の学校の窓口)

電話 0285-81-5881 FAX 0285-81-5880
E-mail : yoncho@kyougikai.jp